

## 人権理事会諮問委員会開催の予定

2018/08/02

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 21 会期が 8 月 6～10 日に開催される。この会期で諮問委員会は、人権の促進・保護に関する地域協定、「持続可能な開発目標」の枠組みにおける国内政策と人権、ハゲタカファンドの活動と人権への影響、テロが人権享受にもたらす悪影響、不正資金の未返還、人権享受への開発の寄与について討議を行う。また、ダーバン宣言・行動計画の包括的实施・フォローアップのグローバル・コールの起草グループ、人権の促進・保護への協力に関する技術支援・能力構築の役割に関する起草グループを設置する予定である。さらに、諮問委員会 10 周年記念行事として「行動につながる研究の方法」に関するパネル・ディスカッションを開催し、人権理事会ビューローとの会合では、ジェンダーの観点の統合や活動方法について討議する予定である。人権理事会のシンクタンクである諮問委員会は 18 名の委員から成り、日本の小畑郁さんも委員を務めている。

## 人種差別撤廃委員会第 96 会期開幕

2018/08/06

### 国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 96 会期が開幕した。今会期では、モンテネグロ、ラトビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、モーリシャス、キューバ、日本の状況が審査される。人権高等弁務官事務所の代表が開会のあいさつを行い、安全で秩序ある正規移住に関するグローバルコンパクトの最終草案の目標 17 には、各国は移住者に対するあらゆる形態の差別・暴力・外国人排斥・不寛容を撤廃すること、移住者に対する不寛容・人種主義・外国人排斥を発見・防止するために、政治・宗教・コミュニティの指導者や教育者と協働することを約束すると規定されていると紹介した。また、人権理事会第 38 会期では民主主義と人種主義の相反に関する決議が採択され、政界・世論・社会一般における人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容の高まりに警告が発せられ、来年 9 月までに民主主義と人種主義の相反に関するパネル・ディスカッションが開催されることになったと述べた。

## 世界の先住民族の国際デーに向けて共同声明

2018/08/07

国連人権高等弁務官事務所

世界の先住民族の国際デーに向けて、先住民族の権利に関する専門家機関、先住民族の問題に関する常設フォーラム、先住民族の権利に関する特別報告者、国連先住民族基金が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。世界の多くの地で先住民族は、経済的窮乏、強制立退き、環境災害、社会・政治不安、軍事化を逃れて移住者となっている。各国には、彼らが移住するか出身国にとどまるかにかかわらず、国際文書上の権利を有することを想起してもらいたい。各国は、移住者が暴力や差別、権利侵害となる扱いを受けないようにしなければならず、さらに、自決・土地・領域・資源・国籍・家族・教育・健康・文化・言語に関する先住民族の権利を承認しなければならない。特に先住民族の権利に関する国連宣言には、各国は、先住民族の伝統的領域を分断する国際的境界を越えて、彼らの権利を確保しなければならないと規定されている。

## 拷問禁止委員会 フォローアップを討議

2018/08/08

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会は7日の会合で、委員会の最終見解、個人通報、報復のフォローアップについて討議を行った。最終見解のフォローアップ担当委員は、各国の取組みは概ね良好であり、2カ国以外は期限までに報告書を提出しており、市民社会の参加も増えていると述べた。しかしながら、勧告が完全に実施されているケースはなく、勧告の実施に真剣に取り組んでいるケースは26%であり、勧告が部分的に実施されているケースは18%であること、秘密拘禁や強制失踪に関する情報はなく、恣意的抑留や抑留中の法的保障に関する情報は極めて少ないが、刑務所の状況や国内防止機関に関しては満足できる情報を受け取っていると報告した。個人通報のフォローアップ担当委員は、7件のケースを説明した。報復のフォローアップ担当委員は、前会期以降新たな報復の申立てはなく、モロッコとモーリタニアのフォローアップを継続中であると報告した。

## 拷問禁止委員会第 64 会期閉幕

2018/08/10

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 64 会期が閉幕した。今会期では、拷問等禁止条約の実施状況に関するモーリタニア、ロシア、セーシェル、チリの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。セーシエルの審査は初めてテレビ会議で行われ、委員長は、大変有意義な経験であり、今後もテレビ会議について検討する可能性があるとした。会期中にはまた、個人通報に関する作業部会から初の報告書が提出され、18 件の個人通報のうち 1 件が条約違反、6 件が違反なし、3 件が受理不可能、8 件が審理不継続となった。さらに、自由権規約委員会との初の会合も行われた。第 65 会期は 11 月 12 日～12 月 7 日に開催され、カナダ、グアテマラ、モルディブ、オランダ、ペルー、ベトナムの報告書の審査が行われる予定である。

## 人権理事会諮問委員会第 21 会期閉幕

2018/08/10

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 21 会期が閉幕した。今会期では、諮問委員会 10 周年を記念して、「行動につながる研究の方法」に関するパネル・ディスカッションが行われた。また、ハゲタカファンドの活動と人権への影響、不正資金の未返還が人権にもたらす影響、テロが人権享受にもたらす悪影響に関して、各報告書起草グループに対して最終報告書を第 22 会期に提出するよう要請した。国内政策と人権に関して、報告書起草グループに対して第 22 会期に活動報告を行うこと、人権高等弁務官事務所に対して国連機関・国際機関の「2030 アジェンダ」の実施に関わるすべての文書を報告することを要請した。さらに、人権享受への開発の寄与、人種主義の完全撤廃の具体的行動に関するグローバル・コール、相互利益となる協力に関して、各起草グループに対して第 22 会期に中間報告を行うよう要請した。第 22 会期は 2019 年 2 月 18～22 日に開催される予定である。

## 次期人権高等弁務官が決定

2018/08/10

### 国連人権高等弁務官事務所

8月31日に任期を終えるゼイド人権高等弁務官の後任が決定した。国連総会により任命されたのは、チリのミシェル・バチェレさんである。彼女は、2006～10年、2014～18年にチリ大統領を務め、また、UN Womenの初代事務局長(2010～13年)、チリの国防省・保健省の大臣を務めた経歴をもつ。ゼイド人権高等弁務官は、ミシェル・バチェレさんは高等弁務官としてのあらゆる素質、すなわち人権に対する勇気、不屈の努力、情熱、強い意欲を備えていると述べ、彼女の任命を歓迎した。人権高等弁務官は1993年に設置され、任期は4年である。歴代の人権高等弁務官は、ホセ・アヤラ・ラッソさん(1994～97年)、メアリー・ロビンソンさん(1997～2002年)、セルジオ・ヴィエラ・デ・メロさん(2002～03年)、ルイーザ・アルブールさん(2004～08年)、ナビ・ピレイさん(2008～14年)、ゼイド・ラアド・アル・フセインさん(2014～18年)である。

## 人種差別撤廃委員会 日本の NGO と討議

2018/08/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会は、日本、モーリシャス、キューバの NGO の代表と非公式の会合をもった。日本の NGO の代表は、2016 年のヘイトスピーチ対策法制定以降、ヘイト犯罪や政府職員・法執行官による人種主義的発言が増加していること、アイヌなどのマイノリティや庇護希望者が同法の保護対象となっていないことを強調した。また、政府は地方自治体に対して朝鮮学校や在日コリアンへの補助金支給を継続・再開するよう要請していないこと、部落民、アイヌ、琉球・沖縄の人々に対する差別が存在することに言及した。さらに、関東大震災後の朝鮮人の虐殺や慰安婦問題など、第 2 次大戦前・戦中の日本軍による残虐行為を日本政府と右翼集団は否定していると述べた。ちなみに、発言した日本の NGO は、日本弁護士連合会、外国人権法連絡会、人種差別撤廃 NGO ネットワーク、在日本大韓民国民団、反差別国際運動、不当な日本批判を正す学者の会などである。

## 人権専門家が福島を除染作業員の状況を懸念

2018/08/16

国連人権高等弁務官事務所

健全な環境管理、現代的形態の奴隷制、健康に関する3名の特別報告者が、福島第一原発の放射能除染作業員の状況について発言した。内容は以下のとおり。除染作業員が被曝の危険のごまかしや危険な労働条件の強制により、搾取される可能性があることを深く懸念する。日本の厚生労働省によれば、除染作業に関し、2016年には46,386名が雇用されており、放射線従事者中央登録センターによれば、2016年までの5年間に76,951名が雇用されている。その中には移住労働者・庇護希望者・ホームレスの人々が含まれており、除染関連の経験のない多くの小企業の下請けやブローカーとの雇用契約が、労働者の虐待や権利侵害の温床となっているとの報告もある。日本政府は、許容放射線量を震災前のレベルに戻すよう求める普遍的定期審査の勧告を受け入れた。我々は昨年から日本政府と対話を行っており、改めて許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下とするよう強く求める。

## ハンセン病に対する有害なステレオタイプの中止を求める発言

2018/08/16

国連人権高等弁務官事務所

ポルトガル首相、バングラディッシュ開運大臣、ハンセン病患者・家族に対する差別撤廃に関する特別報告者が、ハンセン病に対する有害なステレオタイプの中止を求める発言を行った。内容は以下のとおり。政治家がハンセン病について誤った発言をしたために、有害なステレオタイプが生じている。過去2ヶ月の間にも、数件の深刻な事案が生じている。政治家はこうした発言を止めなければならない。ハンセン病は治癒可能な病気であり、95%の人々は接触しても感染することはない。ただし、早期に診断・治療されなければ、皮膚・神経・手足・目に回復できない損傷が生じる。早期診断の主な障壁の一つは偏見であり、ジェンダー・年齢・人種・移住などの他の差別的要因と相俟って、障がいや社会的排斥などを引き起こす危険性を高めている。ハンセン病患者の平等と無差別の実現は、有害・誤ったステレオタイプに対処しなければ不可能である。

## 人種差別撤廃委員会 日本の報告書を審査

2018/08/17

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会では、日本の第10回・11回報告書の審査が行われた。日本政府代表は、日本は第二次大戦後の70年間、常に民主主義・自由・人権・法の支配という基本的価値に重点を置いていること、顕著になったヘイトスピーチの問題に対し、2016年にヘイトスピーチ対策法を制定したこと、アイヌの人々に関する包括的政策の策定、外国人実習生の状況改善に積極的に取り組んでいること、人身取引対策行動計画2014を策定し、人身取引対策推進会議を設置したことなどを説明した。最後に、慰安婦問題は条約1条には該当しないと考えるが、多くの女性の名誉と尊厳に対する侮辱であり、元慰安婦に対して心から陳謝し哀悼の意を捧げると述べた。委員からは、憲法における人種差別の定義、人種差別を禁止する包括法の制定、パリ原則に沿った国内人権機関の設立、条約4条の留保、メディアやインターネットにおけるヘイトスピーチの撲滅などについて質問があった。

## 障害者権利委員会開催の予定

2018/08/24

### 国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会が8月27日～9月21日に開催される。この会期では、アルジェリア、ブルガリア、マルタ、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、マケドニアの審査が行われる。委員会は上記各国の代表と討議し、障がい者団体、NGO、国内人権機関、独立の監視機関の意見を聞き、9月24日に各国に対する最終見解を公表する。9月13日には、国際手話デーを記念するイベントも行われる予定である。会期の模様はインターネット中継される(<http://webtv.un.org>)。障害者権利委員会は、障害者権利条約の実施状況を監視する機関である。障害者権利条約は、障害を医療・慈善・依存の問題としてではなく、人権として理解されるよう取り組むものである。建物・道路・輸送機関、文書・通信情報へのアクセスなどで生じる様々な障壁について規定し、障害者が教育・雇用・保健その他のサービスから排除される原因である偏見・差別の撤廃を目指している。

## 障害者権利委員会第 20 会期開幕

2018/08/27

### 国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 20 会期が開幕した。今会期では、南アフリカ、アルジェリア、ブルガリア、ポーランド、マケドニア、マルタ、フィリピンの報告書の審査が行われる。開会の挨拶で人権副高等弁務官は、今年は障害者権利条約 10 周年にあたり、これまでの成果を評価するとともに、約束と現実の大きな溝を埋めるべく反省し、あらためて確約・決意すべきであると述べた。また、意思決定過程への障害者の関与に関する一般的意見が採択される重要な年でもあるとした。委員長は、世界障がい者サミット(7 月、ロンドン)の準備に関与したこと、国連事務総長が国連全体での障がい者の権利の主流化の強化を表明したことなどに言及した。事務局からは、障害者権利条約はアイルランドの批准により、締約国が 177 カ国になり、選択議定書の締約国は変わりはなく 92 カ国であること、前会期後 6 カ国から第 1 次報告書が提出され、これまでに受理した報告書は 116 であることを報告した。

## 障害者権利委員会 障害者の参加に関する一般的意見を討議

2018/08/27

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会では、条約の実施・監視への障害者の参加に関する一般的意見7号草案について公開協議が行われた。草案作業部会委員は、起草過程には障がい者団体・専門機関・NGO・学識経験者・人権機関などすべての関係者が参加し、国際障害同盟と共同で市民社会との一般討論を行ったことなどを報告した。事務局は、締約国や世界各地の障がい者団体・国内人権機関などから、草案に関する38の文書を受理していると述べた。その他の発言者は、一般的意見草案は、障がいのある子どもは特有の脆弱性と課題がある特別な集団であり、その家族の役割も重要であるとして捉えるべきであると主張した。また、性・ジェンダー指向・自認に基づく差別の問題も取り上げられた。さらに、自閉症の人々の利益に反する文言が含まれているとし、起草過程に彼らの参加がなかったことは残念だとする意見もみられた。

## 強制失踪の被害者のための国際デーに向けて 人権専門家が共同声明

2018/08/29

国連人権高等弁務官事務所

8月30日の強制失踪の被害者のための国際デーに向けて、強制失踪委員会と強制・非自発的失踪作業部会が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。各国政府は強制失踪について、被害者の迅速な捜索、適切な捜査を行わなければならない。被害者と家族は、失踪の状況、家族の居所、捜査の進展と結果、失踪者の安否について真実を知る権利を有する。捜査は入念かつ効果的な方法で誠実に行われなければならない。捜査当局は外部の影響を受けず、十分な人的・経済的資源を有し、捜査を適切に調整すべきであり、あらゆる関連情報に自由にアクセスできなければならない。また、失踪者家族やその代理人に捜査への十分な参加を認め、定期的に進捗状況を説明し、彼らを危害から守らなければならない。残念なことに、家族や人権擁護活動家は報復・脅迫を受けている。我々は、被害者・家族・彼らの支援者と連帯し、援助することを再確認したい。

## 人種差別撤廃委員会 日本などに関する最終見解を公表

2018/08/30

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会は、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、キューバ、日本、ラトビア、モーリシャス、モンテネグロに関する最終見解を公表した。最終見解には、各国の人種差別撤廃条約の実施に関して積極的に評価できる点とともに、懸念事項と勧告が記載されている。ちなみに、各国に対する最終見解は以下のサイトに掲載されている ([https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=1196&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=1196&Lang=en))。次の会期は11月26日～12月14日に開催され、アルバニア、ホンジュラス、イラク、ノルウェー、カタール、韓国の審査が行われる予定である。

## 障害者権利委員会 条約 10 周年記念パネル

2018/08/31

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会は、障害者権利条約 10 周年を記念してパネルディスカッションを行った。委員長は、委員会の活動内容、条約の解釈の仕方、人権に基づいた障害の理解について説明し、他の条約機関・人権機関も障害者を権利保持者として捉え、施設・サービスなどの利用の容易さ、合理的配慮、意思決定の支援などの問題を認識し始めていると述べた。また、委員会は、国内での条約の実施、人権法・政策における障害の主流化を支援していること、国連内の施設・サービスの利用可能性や多様性に向けて活動していることなどに言及した。障害者の権利に関する特別報告者は、障害者権利条約は、障害者をケアや慈善の受手ではなく自律した権利保持者とし、これまでの法・政策・環境・考え方・取組みを転換するよう求めるものであり、委員会の活動は条約を運用可能なものにし、条約上の義務を具体的な行動に転換する上で不可欠であると述べた。